

○ 公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め（平成２３年公正取引委員会訓令第１号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前																																								
第 1 0 章 秘密文書等の管理																																													
（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理）																																													
第 2 4 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた公正取引委員会特定秘密保護規程（平成 2 6 年公正取引委員会訓令第 1 0 号）に基づき管理するものとする。																																													
また、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 2 7 号）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 2 6 号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 3 1 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた公正取引委員会重要経済安保情報保護規程に基づき管理するものとする。																																													
2 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）の管理																																													
(1)～(10) 〔略〕																																													
別表第 1 行政文書の保存期間基準																																													
<table><tr><th colspan="2">事 項</th><th>業務の区分</th><th>当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）</th><th>保存期間</th><th>具体例</th></tr><tr><td colspan="6">法令の制定又は改廃及びその経緯</td></tr><tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">法律の制定又は改廃及びその経緯</td><td colspan="4">(1)～(5) 〔略〕</td></tr><tr><td>(6)官報公示その他の公布</td><td>官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）</td><td>2 0 年</td><td>・官報 ・公布裁可書（御署名原本）</td></tr><tr><td colspan="4">(7) 〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">条約その他の国際約束の締結及びその経緯</td><td colspan="4">(1)～(5) 〔略〕</td></tr><tr><td>(6)官報公示その他の公布</td><td>官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）</td><td>2 0 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力協定等で定型化し、重要性がないもの）については 3 0</td><td>・官報 ・公布裁可書（御署名原本）</td></tr></table>										事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例	法令の制定又は改廃及びその経緯						1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕				(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	(7) 〔略〕				2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕				(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	2 0 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力協定等で定型化し、重要性がないもの）については 3 0	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例																																								
法令の制定又は改廃及びその経緯																																													
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕																																											
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）																																								
		(7) 〔略〕																																											
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕																																											
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	2 0 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力協定等で定型化し、重要性がないもの）については 3 0	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）																																								

第 1 0 章 秘密文書等の管理																																													
（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）																																													
第 2 4 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた公正取引委員会特定秘密保護規程（平成 2 6 年公正取引委員会訓令第 1 0 号）に基づき管理するものとする。																																													
2 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）の管理																																													
(1)～(10) 〔略〕																																													
別表第 1 行政文書の保存期間基準																																													
<table><tr><th colspan="2">事 項</th><th>業務の区分</th><th>当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）</th><th>保存期間</th><th>具体例</th></tr><tr><td colspan="6">法令の制定又は改廃及びその経緯</td></tr><tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">法律の制定又は改廃及びその経緯</td><td colspan="4">(1)～(5) 〔略〕</td></tr><tr><td>(6)官報公示その他の公布</td><td>官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）</td><td>2 0 年</td><td>・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）</td></tr><tr><td colspan="4">(7) 〔略〕</td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">条約その他の国際約束の締結及びその経緯</td><td colspan="4">(1)～(5) 〔略〕</td></tr><tr><td>(6)官報公示その他の公布</td><td>官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）</td><td>2 0 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力協定等で定型化し、重要性がないもの）については 3 0</td><td>・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）</td></tr></table>										事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例	法令の制定又は改廃及びその経緯						1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕				(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）	(7) 〔略〕				2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕				(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	2 0 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力協定等で定型化し、重要性がないもの）については 3 0	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例																																								
法令の制定又は改廃及びその経緯																																													
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕																																											
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）																																								
		(7) 〔略〕																																											
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕																																											
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	2 0 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力協定等で定型化し、重要性がないもの）については 3 0	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）																																								

				年)	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [略]			
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・ 官報 ・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7) [略]			
4	内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) [略]			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・ 官報
		(5) [略]			
5 ～ 9 [略]					
1 0	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反事件の審査及びその経緯	(1)～(3) [略]			
		(4)独占禁止法違反行為を未然に防止するための措置に関する事項	① [略]		
			② 独占禁止法に係る相談に関する文書のうち重要なもの	1 0 年	・ 相談処理票
1 1 ・ 1 2 [略]					
その他の事項					
1 3	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の	①～④ [略]		
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	1 0 年	・ 官報

				年)	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [略]			
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7) [略]			
4	内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) [略]			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	2 0 年	・ 官報の写し
		(5) [略]			
5 ～ 9 [略]					
1 0	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反事件の審査及びその経緯	(1)～(3) [略]			
		(4)独占禁止法違反行為を未然に防止するための措置に関する事項	① [略]		
			② 独占禁止法に係る相談に関する文書のうち重要なもの	3 年	・ 相談処理票
1 1 ・ 1 2 [略]					
その他の事項					
1 3	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の	①～④ [略]		
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	1 0 年	・ 官報の写し

		項から １２の 項まで に掲げ るもの を除 く。)			
		(2) [略]			
１４～１９ [略]					
２０	特定受託 事業者に 係る取引 の適正化 等に関す る法律 (令和５ 年法律第 ２５号。 以下「フ リーラン ス法」と いう。) 違反事件 の調査及 びその経 緯	(1)フリー ランス 法違反 事件の 調査に 関する 重要な 経緯	①勧告の措置を 採った事件の 調査の過程が 記録された文 書	事件が終結する日に係る特定日 以降３０年	・ 事件記録 ・ 勧告書案 ・ 勧告書
			②命令の措置を 採った事件の 調査の過程が 記録された文 書	事件が終結する日に係る特定日 以降３０年（保存期間満了時の 措置を移管の措置と定めた文書 (命令書について年度ごとに取り まとめたもの)については２ ０年)	・ 事件記録 ・ 命令書案 ・ 命令書
		(2)フリー ランス 法違反 事件を 未然に 防止す るため の措置 に関す る事項	①実態調査に関 する文書のう ち重要なもの	５年	・ 実態調査
			②フリーランス 法に係る相談 に関する文書 のうち重要な もの	１０年	・ 相談処理票
備考 [略]					

別表第２ 保存期間満了時の措置の設定基準

１ 基本的考え方

法第１条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第４条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のい

		項から １２の 項まで に掲げ るもの を除 く。）			
		(2) [略]			
１４～１９ [略]					
[新設]					
備考 [略]					

別表第２ 保存期間満了時の措置の設定基準

１ 基本的考え方

法第１条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第４条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のい

ずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館に移管するものとする。

2具体的な移管・廃棄の判断指針
[略]

(1)業務単位での保存期間満了時の措置
①[略]

事項		業務の区分		保存期間満了時の措置	
1～19[略]					
20	フリーランス法違反事件の調査及びその経緯	(1)フリーランス法違反事件の調査に関する重要な経緯	以下について移管 ・命令書について年度ごとに取りまとめたもの		
		(2)フリーランス法違反事件を未然に防止するための取組	廃棄		

②[略]

(2)・(3)[略]

(4)特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書
特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。
また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5)・(6)[略]

ずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には独立行政法人国立公文書館に移管するものとする。

2具体的な移管・廃棄の判断指針
[略]

(1)業務単位での保存期間満了時の措置
①[略]

事項		業務の区分		保存期間満了時の措置	
1～19[略]					
[新設]					

②[略]

(2)・(3)[略]

(4)特定秘密である情報を記録する行政文書
特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5)・(6)[略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附則（令和7年公正取引委員会訓令第 号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この訓令による改正後の公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め第24条及び別表第2の重要経済安保情報に係る規定については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。